

調整区域及び経過措置について

③ 調整区域

調整区域とは、保護者からの申請に基づき、通学区域に応じて指定された小学校又は中学校の変更が認められる区域のことで、調整区域に住所のある児童が、一定の条件を満たせば、通学区域外の小・中学校への就学が可能となります。現在、市内 8 ケ所の調整区域が設けられています。

調整区域を設けることは、子どもあるいは保護者が自分である程度の選択を持つこととなりますが、同じ町内でありながら、分かれて通学することになり、地域コミュニティ、子どもたちの繋がり、小・中学校の連携等の観点から望ましくないと考えます。

一方、区域によっては、指定校までの距離が一定以上となり、隣接校の方が通学距離・時間の短縮および通学上の安全確保が図りやすい場合が生じます。また、歴史的な経緯や地域コミュニティとの関係から、どうしても、現在の通学区域へ通学させたいという保護者等の強い思いもあります。

以上のことから、今回の再編にあたっては、地域コミュニティや児童生徒の通学の安全に配慮する必要がある区域については、地域の実情に即し、弾力的な通学区域の運用を行うため、一定の条件を設けたうえで、調整区域の設置もやむをえないと考えられます。

(4) 通学区域の再編における経過措置等について

通学区域の再編に当たりましては、経過措置を設けるなど、児童・生徒の心身に影響を及ぼさないよう、次のとおり、配慮すべきと考えます。

① 現在在籍している児童生徒の取り扱い

在校生については、途中で通学区が変わることにより、子どもの精神的な負担や制服の変更など親の経済的負担が伴うことから、新通学区域の適用は、原則として、平成 29 年度入学の新一年生から実施することとし、希望する場合のみ、新しい通学区域の指定校への通学を可能とすることが適当であると考えます。

また、経過措置により、従前から在籍していた小学校に通っていた児童が、中学校入学時に、引き続き、当該小学校の指定中学校に通学することができるよう配慮すべきであると考えます。

② 未就学である在校生の弟妹の取り扱い

兄弟姉妹が別々の学校に通うことは、児童生徒の精神的な負担に加えて、PTA活動や運動会などの行事に2回参加するなど、保護者の負担が増大することとなります。したがって、弟妹が、兄姉と同時に小学校あるいは中学校に通う場合は、兄姉と同じ学校に入学することを可能とすべきであると考えます。

③ 転校生に対する配慮

通学区の変更の対象となる生徒・児童が転校となる場合、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう配慮が必要です。

具体的には、新たな環境への適応を支援していくため、転校前に学校内の事前見学や在校生との交流を実施する、あるいは、転向後に転校前の友人、先生との交流などのプログラムを実施するなどが考えられます。